

大田区景観審議会の会議の公開に関する取扱要綱（案）

（平成 25 年 月 日 区長決定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、大田区景観条例施行規則（平成 25 年規則第 56 号。以下「規則」という。）第 32 条の規定により、大田区景観審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 審議会の会議は、これを公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、非公開とすることができる。

- （1） 会議において取り扱う情報が、大田区情報公開条例（昭和 60 年条例第 51 号）第 9 条第 2 項各号のいずれかに該当するとき
 - （2） 会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき
- 2 大田区景観審議会会長（以下「会長」という。）は、前項各号のいずれかに該当すると認めるとき又は委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

（傍聴者の人数）

第3条 会議の公開に係る傍聴者の人数は、20 名以下とする。ただし、会長が必要と認めたときは、この限りではない。

（傍聴の申込方法）

第4条 傍聴を希望する者は、会議の当日に会場の受付に申出をし、指定された用紙に住所、氏名及び電話番号を記載するものとする。

（傍聴者の決定）

第5条 傍聴者は、受付時間内で先着順に決定する。

（傍聴席）

第6条 傍聴席は、会長が指定する。

（傍聴席に入ることができない者）

第7条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、傍聴席に入ることができない。

- （1） 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- （2） 拡声器の類を携帯している者
- （3） 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- （4） はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- （5） 録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者（事前に会長の許可を受けた者を除く。）
- （6） 酒気を帯びている者
- （7） 前各号に掲げるもののほか、審議を妨害することを疑うに足る顕著な事情

が認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第8条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、傍聴席において静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等審議を妨害しないこと。
- (3) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場における写真撮影、録画及び録音はしないこと。ただし、事前に会長の許可を受けた場合を除く。
- (5) 会場内で携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (6) 係員の指示に従うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、審議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第9条 傍聴者がこの要綱の規定に違反していると認められる場合は、会長は、これを制止し、その制止に従わないときは、該当傍聴者を退場させることができる。

2 第2条の規定により審議会の会議を非公開としたときは、会長は、傍聴者を退場させるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めのない事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年 月 日から施行する。